
令和4年 第118回(定例)新温泉町議会会議録(第4日)

令和4年9月12日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和4年9月12日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第3 議案第49号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 新温泉町職員の互助共済制度に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 (仮称)新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第52号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第53号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第54号 令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第55号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第56号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第57号 令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第58号 令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 認定第1号 令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第7号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 令和3年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第10号 令和3年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第11号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第3 議案第49号 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第50号 新温泉町職員の互助共済制度に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 (仮称)新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第52号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第53号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第8 議案第54号 令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第55号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第56号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第57号 令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第58号 令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 認定第1号 令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第6号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第9号 令和3年度新温泉町水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第10号 令和3年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第11号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について

出席議員（16名）

1番	中村茂君	2番	西村龍平君
3番	岡坂遼太君	4番	澤田俊之君
5番	米田雅代君	6番	森田善幸君
7番	浜田直子君	8番	河越忠志君
9番	重本静男君	10番	竹内敬一郎君
11番	岩本修作君	12番	池田宜広君
13番	中井勝君	14番	中井次郎君
15番	小林俊之君	16番	宮本泰男君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島木正和君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	西澤要君
牧場公園園長	小野量就君	総務課長	中井勇人君
企画課長	水田賢治君	税務課長	中村裕君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	朝野繁君
商工観光課長	福井崇弘君	農林水産課長	原憲一君
建設課長	松井豊茂君	上下水道課長	井上陽一君
浜坂病院事務長	宇野喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長	山本幸治君
会計管理者	山本輝之君	こども教育課長	中島昌彦君

生涯教育課長 …………… 谷 渕 朝 子君 調整担当 …………… 森 田 忠 浩君
代表監査委員 …………… 島 田 信 夫君

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。第118回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御多用のところ出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われております。その結果の報告並びに提出議案であります条例改正、補正予算などを中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸案の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

休会中には、各委員会におきまして、終始熱心に御審議いただき、御指導を賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。

本日定例会は、報告1件、条例案2件、事件案1件、一般会計並びに特別会計に係る補正予算案につきまして、御審議をお願いいたしたく存じます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第118回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る9月6日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで、省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれの委員長から報告をお願いいたします。

初めに、議会広報調査特別委員会が9月6日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

森田委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（森田 善幸君） おはようございます。

議会広報調査特別委員会から報告いたします。

去る9月6日本会議終了後、議会だより68号の編集のため協議いたしました。一般質問、討論の原稿依頼は、9月16日にいたします。そして、原稿締切りは、今月は少し早いですが、9月27日正午までとさせていただきます。

今後の委員会の予定ですが、議会だより編集のため、広報調査特別委員会を10月3日及び13日、最終校正を21日に行い、26日の納品、27日に全戸配布の予定であります。

今回は決算審査のほか、前回より引き続いて議会ってQ&Aのコーナーと、7月11日、13日に開催された議会報告会も掲載いたします。また、先般、兵庫県町議会議長の議会広報研修に学んだことを徐々に議会だよりに反映いたしていきたいと思っております。

一般質問、討論の当該議員各位におかれましては、原稿締切りの厳守と一般質問の写真、画像の提供とそのコメントも併せてよろしくお願いいたします。

以上で広報調査特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本 泰男君） 森田委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が9月7日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 失礼します。おはようございます。

民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日時は令和4年9月7日です。

所管事務調査は、こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院の6課です。

事務調査内容は、各課とも報告事項と協議事項です。各課の報告事項につきまして、課ごとに報告いたします。

まず、こども教育課です。報告事項は2件とその他がありました。2項目の2項目めの学校園における新型コロナウイルス感染状況について報告があり、各学校園での様子の説明を受けました。質疑があり、各学校園の感染者のトータルが尋ねられ、追加資料として配付されています。その他として、浜坂中学校の火災報知機の誤作動の報告がありました。今後、火災報知機の点検と交換を行っていくということでした。協議事項は令和3年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について。新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク等消耗品の予算です。委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課です。協議事項1件です。（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負契約の締結についての説明を受けました。湿度管理について、一般の人が見れる範囲についてなどの質疑がありました。委員会として了承いたしました。

町民安全課です。協議事項1件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についてです。質疑がありました。環境センターの増額分は7月の設計予定で、部

材の高騰によるものとありました。避難時の簡易ベッドや段ボールベッドの備蓄はされているのかとの問いに、令和2年度、3年度で購入し、田井公園、旧熊谷小学校に備蓄している。4年度でアルミフレームの布製ベッドを購入するとありました。委員会として了承しました。

次に、健康福祉課です。報告事項2件、協議事項4件です。

報告事項は2件です。新型コロナワクチン接種については、4回目接種対象者の拡大について、オミクロン株対応ワクチン接種について、抗原検査キット配付について、集団接種の実施状況などについて説明と報告を受けました。

新温泉町地域介護拠点整備等補助金交付要綱については、兵庫県の地域介護拠点整備補助金により、町への補助率10分の10です。介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、簡易陰圧装置設置経費支援として、特別養護老人ホームの1事業者が申請を予定しているとの説明を受けました。

協議事項4件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について。新温泉町認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業について。国の実施要綱に基づく補助金の交付の内示を受けた業者が対象で、国からの町への補助率は10分の10で、1事業者、2施設が申請を予定とありました。令和3年度は不採択となっているようです。委員会として了承しました。

令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委員会として了承いたしました。

令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員会として了承しました。

令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、介護保険制度改正についての説明を受けました。委員会として了承しました。

その他として、恒久平和式典を11月11日に実施予定している。傷病手当金を9月30日まで延期予定とありました。

次に、上下水道課です。報告1件、協議事項1件です。報告事項の浜坂道路Ⅱ期工事関連居組浄水場移設工事の一時中止について、説明と報告を受けました。新水源の削井工事が完了した後、水質検査で大腸菌が検出されたため、設計を大きく変更するため、変更内容が決まるまで工事を中止するとの説明がありました。

質疑がありました。なぜそこを予定地にしたのかとの問いに、1年間、3か所で調べて一番よかったが大腸菌が出た。今後の大腸菌についての処理方法等は検討していくということでした。費用に対しても県と十分協議をしていくということです。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項として、令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について、委員会として了承しました。

次に、公立浜坂病院・介護老人保健施設ささゆりです。報告事項1件とその他で報告

がありました。

報告事項は、公立浜坂病院経営強化プラン策定委員会設置要綱の制定について、プラン策定を令和5年度中に策定する必要があると説明がありました。浜坂病院の経営改革プランとなります。プラン策定は3回目となり、令和5年の秋から冬までの策定を考えているということでした。詳細は委員会資料を御清覧ください。

その他として、浜坂病院移転40周年記念講演会とし、本町、釜屋出身の濱上知宏先生の講演会を10月15日、午後2時から多目的ホールで予定されています。それと、介護老人保健施設ささゆりの施設長に、浜坂病院の整形外科の久保仁志先生が就任予定です。整形外科の診療も変わらず続けて行われるということでした。

閉会中の継続調査について、9項目を委員会として議長に提出することにしました。

以上で、民生教育常任委員会報告とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 民生教育常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

これで質疑は終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

次に、総務産建常任委員会が9月8日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

9月8日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課の所管事務調査を行いました。

初めに、牧場公園課です。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の1件であります。湯村温泉－牧場公園間の定期輸送に係る実証実験については、湯村温泉から牧場公園までは距離が近く、連携を強化してそのシーズンに定期便を設け効果を検証するものです。期間は令和5年1月から2月の土日、祝日、スキー場開設期間を予定しております。委員会として了承しました。

次に、農林水産課です。報告事項は4件です。主なものを報告します。

新温泉町肥料高騰対策支援交付金交付要綱の制定については、肥料価格の高騰により農業経営に影響を受けることが予想されるため、影響緩和を図ることを目的として交付金を交付するものです。新温泉町飼料価格高騰対策畜産農家支援交付金交付要綱の制定については、原油価格高騰の影響で飼料価格が上昇しており、経営に影響を受けた畜産農家に対して交付金を交付するものです。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について、塩山地区単独補助治山事業の工法変更について、中辻地

内林道深山線の路肩崩壊に係る修繕工事については、委員会として了承しました。

次に、建設課です。報告事項は1件です。町道久谷桃観線の路面変状に伴う対応については、8月10日、兵庫県へ、災害復旧に関する工事の代行要請をし、県より代行施工の回答を得ています。9月1日、新温泉町土木事務所と県代行工事に関する協定書、並びに覚書について事前協議が行われています。今後の予定は、対策工法の検討後、国土交通省防災課と協議をしていくとのこと。協議事項は3件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）について、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）については、いずれも委員会として了承しました。

次に、税務課です。報告事項は2件です。令和4年度町税等徴収実績について。令和4年度町税等賦課状況についてであります。軽自動車税の滞納者対策について質疑があり、他市町の滞納者への対策方法を確認して、本町もさらなる対応策を検討していくとのこと。また、国民健康保険税の税率が前年同期に比べて上がっていることについては、コンビニで収入ができるようになり、そして、一括で支払う方が増えているのが要因と見ているとのこと。

次に、商工観光課です。報告事項は6件です。主なものを報告します。シワガラの滝登山道の危険箇所改修状況については、滑落が発生した箇所の登山道を、丸太階段の補修、新設やチェーン、手すりの支え、アンカーの補修を行っています。今後の課題として、質疑のあった主なものに対する答弁は、毎年春には、NPO上山高原エコミュージアムに十分注意して点検をしていただく。看板の文面については、登山者に訴えるような内容に検討する。

携帯電話については、現在、事業者をお願いをしているとのこと。

遊覧船事業者の撤退については、現在の遊覧船事業者は、今年度中に撤退する意向を示しています。発着場や航路を残してはとの質疑があり、運航する事業者があれば当たってみるとの答弁でした。

駅前通商店街振興策に係る協議の状況については、今後、企画課を中心に、建設課、商工観光課の3課でプロジェクトチームをつくり協議を進めていくとのこと。

協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の1件です。シワガラの滝登山の安全対策に伴う修繕料の増額です。委員会として了承しました。

次に、企画課です。報告事項は3件です。主なものを報告します。JR山陰本線利用促進鉄道往復利用支援事業については、7月、8月の3日間の実績を踏まえ、9月23日、24日の2日間で第二弾を追加で実施するものです。新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業の進捗については、7月8日に公募を開始した結果、公募型プロポーザル参加申請書兼宣誓書の提出者数は4者でした。令和4年10月6日に、サンシーホールにてプレゼンテーション及びヒアリングを公開で実施するとのこと。

協議事項は1件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）は、再生可能

エネルギー導入促進事業補助金の実績により増額するものです。委員会として了承しました。

次に、総務課です。報告事項は7件です。詳細については委員会資料を御清覧ください。

協議事項は3件です。新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、新温泉町職員の互助共済制度に関する条例の一部改正について、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）については、いずれも委員会として了承しました。

閉会中の継続審査を10件について議長に申し出ることとしました。

以上で総務産建常任委員会の報告とします。

○議長（宮本 泰男君） 総務産建常任委員会委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があれば、委員長、お願いします。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、町長から報告がありましたらお願いいたします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 8月16日、神戸市センタープラザにおいて、令和4年度第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、主な内容を報告させていただきます。

まず、令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての専決処分の件が提案され、承認されました。

次に、令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての提案があり、歳入総額15億6,431万7,710円、歳出総額14億3,830万9,195円で、歳入支出差引残高1億2,600万8,515円を翌年度へ繰り越すことについて、原案どおり認定されました。

次に、令和3年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案があり、歳入総額8,339億5,779万4,244円、歳出総額8,026億1,971万4,991円で、歳入歳出差引残高313億3,807万5,433円を翌年度へ繰り越すことについて、原案どおり認定されました。

次に、議案第4号として、令和4年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）が提案され、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,303万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を21億7,681万円とすることについて、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号として、令和4年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）が提案され、歳入歳出予算にそれぞれ312億9,489万

9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を8,432億8,600万7,000円とすることについて、原案どおり可決されました。

続いて、兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件が提案され、高砂市長、都倉達殊氏の選任が同意されました。

最後に、コロナ禍の中、高齢者にさらなる負担をかけ受診抑制を招く、75歳以上医療費窓口負担2割化は実施しないことの請願が提案されましたが、不採択とされました。

以上、報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） ありがとうございます。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 報告第10号

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、報告第10号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、御報告を申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。

根拠法令は財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法で、第3条第1項、これが健全化判断比率、第22条第1項が資金不足比率と、それぞれの規定に基づき報告いたします。説明の都合上審議資料の5ページを御覧ください。

資料上段の現行制度を御覧ください。財政状況を健全、早期健全化、再生と3つの段階に分類しています。このうち、早期健全化が要注意ライン、再生が危険ラインとなります。

次に6ページでは、5つの指標、それぞれの基準に関する資料です。下の表で縦に5指標上げておりますが、横にそれぞれの段階を表示し、基準となる指標を示しています。例えば実質公債費比率では、25%を超えれば早期健全化団体となり、35%を超えたら財政再生団体となります。ただ、ここでは、健全団体であっても18%を超えたら地方債の発行手続上、協議、許可が必要となります。また、将来負担比率及び資金不足比率の再生段階は設定されておりません。

7ページは、同様の内容ですので説明は省略いたします。

次の8ページですけれども、それぞれの指標の対象となる会計等の範囲を表すイメージ図です。5つの比率の対象範囲を矢印で示しています。実質赤字比率は、本町でいえば

一般会計と浜坂及び温泉、各残土処分場事業会計となり、連結実質赤字比率は、全会計、また、実質公債費比率は、全会計に加えて一部事務組合等への負担金のうち、純元利償還金に当たるものを加えます。将来負担比率では、実質公債費比率の範囲、さらに第三セクターなどへの負担金等のうち債務負担に係るものを加えます。資金不足比率については、特別会計の中でも、地方財政法上の公営企業会計が対象となります。

9ページ以降は、5つの指標の計算式と算出根拠を示していますが、説明は省略いたします。

それでは、審議資料1ページに戻っていただきまして、令和3年度決算に係る財政健全化判断比率等5指標の積算について、概略を説明いたします。

まず、実質赤字比率です。一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率を表しています。対象となる会計は、先ほど申し上げましたように、一般会計に加え、浜坂及び温泉の各残土処分場事業特別会計となります。

表中、(A)、(B)、(C)が計算上の分子となり、(D)が分母となります。(A)、(B)、(C)は赤字の種類で、3種類とも発生していませんのでゼロと記載しています。分母となる(D)の標準財政規模は、町税、普通交付税が主な中身となり、財政健全化法では、臨時財政対策債を加えた額となっています。この標準財政規模が、資金不足比率を除く4指標の分母または分母の中心となる数値となります。以上のとおり、分子がゼロですので、実質赤字比率は横バーで該当なしです。

次のページ。これは連結実質赤字比率です。表の左側にあります。町全体、11会計の実質収支、資金不足、また資金剰余額を記載しています。(1)から(13)で赤字が発生している会計はありません。下から3行目の(A)欄、連結実質赤字額が計算上の分子となりますが、黒字ですので該当なしとなり、よって、連結実質赤字比率においても横バーで該当なしとなります。

次に、表の右側の細長い列の資金不足比率です。地方財政法上の公営企業5会計である浜坂温泉配湯事業から七釜温泉配湯事業まで、それぞれの事業規模に対する資金不足額の比率では、資金不足額が発生していませんので、全て横バーと該当なしとなります。

次に、3ページの実質公債費比率です。一般会計等が負担した元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率です。この対象は、町の全会計11会計と一部事務組合等になります。計算上、3年間の平均となりますので、令和元年度から令和3年度の数値を記載しています。

(1)から(12)が分子、(13)から(16)が分母で、分子のうち(1)から(6)がプラス要因、(7)から(12)がマイナス要因となり、差引き(A)が分子の計で、見方としまして、前年度比較で増加傾向ですので上昇をする方向です。

次に分母です。(13)から(15)が標準財政規模でプラス要因、(16)がマイナス要因ですが、分子と同じ額を差し引きます。結果、分母の数値は標準税収入額等は減少となったものの、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の増加に伴い増加傾向です。以上から、そ

れぞれ単年度の実質公債費比率を算出し、値を小数点以下6位未満四捨五入で求め、令和3年度単年度は11.23655でした。

次に、一番下、実質公債費比率は3か年平均で算出し、小数点以下2未満切捨てで11.0%となりました。昨年度が10.8%でしたが、3か年平均から除外される平成30年度10.6%を、今回加わる令和3年度が11.2%と0.2%増加し、昨年度同様に増加傾向となっています。

次に、4ページ、将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

負債がおおむね1年間の標準的な収入の何年分に当たるかというイメージとなり、この指標は主に公債費残高等に着目したストックの視点での指標です。これに対しまして、先ほどの実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率は、単年度の収支、償還金に着目したフローの視点での指標となります。

それから、計算上の分子は、表の(1)から(8)がプラス要因、(9)から(11)がマイナス要因となります。(9)は財政調整基金等、(11)は普通交付税算入額の合計です。分子の小計は、33億9,138万円で、(1)地方債残高が減少し、(9)充当可能基金残高が増加したため、前年度と比較して減少しています。

次に、分母ですが、(12)の標準財政規模がプラス要因、(13)から(18)がマイナス要因で、普通交付税算入分です。小計が52億1,646万7,000円となり、こちらも前年度と比較して増加しました。結果、分子が減少、分母が増加となり、比率は65.0%と、前年度と比較して24.9%減少しました。この比率は、実質公債費比率とは異なり、地方債残高の減少等により減少傾向となっています。

それでは、議案書に戻っていただきまして、議案の裏側を御覧ください。審議資料で説明しました計5つの指標について報告いたします。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生していません。実質公債費比率が11.0%、将来負担比率は65.0%と、4指標とも健全段階です。

次に、資金不足比率ですが、5会計とも発生していません。したがって、町全体として現在は健全段階となります。しかしながら、引き続き町債の発行、基金造成などに十分配慮するとともに、病院等の経営改善に努めていく必要があります。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前9時38分休憩

午前9時39分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ここで、監査委員から、健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査報告を受けたい

と思います。

島田代表監査委員から審査報告をお願いします。

島田代表監査委員。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見を申し上げます。第1の審査概要につきましては、記載のとおりでありますので省略をさせていただきます。

第2の審査結果であります。審査に付されましたそれぞれの書類につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められましたので、申し上げます。

また、健全化判断比率の状況、資金不足比率の状況につきましては、先ほど総務課長が説明をいたしましたとおりでありますので、これも省略をさせていただきます。

最後に、審査意見であります。健全化判断比率の状況につきましては、全ての指標において早期健全化基準未満でありました。今後とも、効率的、効果的な行政運営を進められ、引き続き財政基盤の安定化に努められたいと思います。なお、公立浜坂病院事業会計につきましては、特別利益による改善であるため、経営健全化に向けた抜本的な取組を徹底していただきたいと思います。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見といたします。

○議長（宮本 泰男君） 監査委員の審査報告が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑ありませんね。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前9時42分休憩

午前9時43分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

日程第3 議案第49号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第49号、新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を御提案申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 新温泉町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、御説明いたします。説明の都合上、審議資料16ページを御覧ください。

このたびの条例改正は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数の制限を緩和する内容の、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を受けて、非常勤職員の育児参加のための休暇の取得要件の緩和等をするものです。

具体的には、法律の一部改正では、育児休業を原則1回から2回まで取得可能とし、子の出生後8週間以内の育児休業を同様に2回まで取得可能とするものです。

次に、条例の一部改正の概要ですが、まず、1では、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するものです。内容としまして、子の出生後8週間以内に、出生後8週間から6か月以内に任期の満了や継続雇用されないことが明らかでない場合は、育児休業をすることができるとするものです。

次に、2の、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化として、(1)から(3)まで記載しております。

(1)は、非常勤職員の育児休業の対象期間を、子の1歳6か月到達日までとする要件を、17ページに記載の①から④のいずれにも該当する場合とするものです。①、③は現行と同じですが、②と④の規定を追加し、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中での夫婦交代による取得を可能とすること、また、1歳以降の育児休業については、取得回数を1回までとするものです。

(2)では、非常勤職員の育児休業の対象期間を、子が2歳に達する日までとする要件を記載しており、内容につきましては、先ほどの(1)、1歳6か月到達日までの内容と同様の内容になります。

次に、(3)、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件の確認では、(1)の改正により、子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業の期間の初日は、子の1歳到達日の翌日に限定されなくなりますが、(1)の改正後も、子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合には、非常勤職員の育児休業の取得要件を問わない取扱いとするものです。

施行日は、令和4年10月1日でございます。

次に、資料18ページから関連します規則の一部改正について資料をつけております。34ページを御覧ください。

新温泉町職員の育児休業等に関する規則の一部改正の概要です。

改正の概要としまして、1では、子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期間を現行1か月前までを2週間前までに短縮するものです。

次に、2では、子が1歳以上1歳6か月未満または1歳6か月以上2歳未満の期間における育児休業をしようとする場合、取得時の2週間前までに承認の請求を要するところ、子の1歳到達日または1歳6か月到達日以前までに請求することに改めるものです。

施行日は、条例と同様に令和4年10月1日です。

それでは、審議資料11ページに戻っていただきまして、条例の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案です。

先ほど、条例改正の概要で説明しました内容等につきまして、改正案の下線部分、第2条から、15ページ、第10条まで記載のとおりでございます。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。

第1条で施行期日を規定し、第2条で経過措置を規定しております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今回の改正案によって、業務の負担が、もしも職員を補充しないとすれば負担が増えてくるという格好になろうかなと思うんですけども、また、申出の期間が短くなったということの中で、短期間にその対応が必要になってくるというふうに思うんですね。そのときに、実際に職員を補充するかどうか、あるいは、その業務について、どなたが、ほかの方が対応するようなことを考えておられるのか。そして、あわせて、補充するとすれば、実際の費用負担が増えてくる、町としての。そういうことになろうかなと思うんですけども、その辺りについてはどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） この制度によりまして、該当する職員が発生した場合、その課の中での、言われるように、職員が不足するという状況になります。基本的にはその期間、会計年度任用職員等で対応したいというふうに考えておりますが、課全体の中でやりくりしながら、正規職員に代わる会計年度任用職員プラスほかの職員で、課全体で補っていくという考え方でございます。費用につきましても、その分負担が生じるということになりますが、その分は制度でございますので、そういったことになろうかと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今回の改正案に係る前例として、こういったことに該当するような方っていらっしゃったのかなということについては、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 現在取得されている、育児休業等を取得されている職員は3人おられます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） この3名が、万一、今回の改正、同様の形の中で、今回

の改正について同じようなパターンで追加の休業をされた場合に、どれぐらいの費用負担ってというのが想定できるかお分かりでしょうか。（「最初のところもう一度」と呼ぶ者あり）

現在3人ということでお聞きしてるんですが、そうすると、これからも今の職員の希望であれば3人ぐらいという想定ができると思うんですね。その方が現行の制度から今回改正された制度になったときに、どれぐらいの町としての対応が、費用的対応が増えてくるかなという想定はできませんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） このたびの改正につきましては、取得がしやすくなるということですので、このことによって費用が新たに発生するというふうな認識は持っておりません。（「保険料の負担はあるんですかね、違いますか」と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。（「まあまあ4回目なんでいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（宮本 泰男君） 河越議員、分かりましたか。

○議員（8番 河越 忠志君） もう次、4回目ですね。

○議長（宮本 泰男君） はい。4回目ですけど、必要がありますか。

○議員（8番 河越 忠志君） よろしければさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 簡潔にお願いします。（「休憩にしたらどうですか」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

暫時休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前9時57分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じて再開いたします。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

討論なしと認めます。討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第50号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、議案第50号、新温泉町職員の互助共済制度に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年10月1日から、共済組合員となる短時間勤務職員を互助会の会員の範囲から除くため、所要改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 新温泉町職員の互助共済制度に関する条例の一部改正について、御説明いたします。説明の都合上、審議資料36ページを御覧ください。

条例改正の概要についてですが、まず、このたびの改正しようとする互助共済制度に関する条例につきましては、職員の福祉の増進を図るため、職員互助会を設置することを規定する条例になります。

改正の内容ですが、資料真ん中辺りにありますように、共済制度の改正により、これまで協会けんぽに加入していました短時間勤務職員が、10月1日から共済組合の組合員に加入することとなります。そのため、本町の職員互助会の事業の委託先である、兵庫県市町職員互助会の会員について、従来の範囲とするため、短時間勤務職員を会員から除く改正が行われました。したがって、町互助会の会員の規定につきましても、兵庫県市町職員互助会の会員と同じになるよう改正するものです。

審議資料35ページに戻っていただき、条例の新旧対照表を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案です。先ほど説明しました内容につきまして、改正案第2条下線部分、ただし書を追加するものです。第3条につきましては、このたびの改正に合わせて字句を訂正するものです。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思えます。この条例は令和4年10月1日から施行するというものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 5 1 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 5、議案第 5 1 号、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） それでは、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負契約の締結につきまして、説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 3 7 ページ、入札公表調書を御覧いただきたいと思っております。

記載のとおり、8 月 1 7 日に入札を実施しまして、株本建設工業株式会社が落札をしております。

3 8 ページに工事概要をつけさせていただいております。3 番の工事の概要としまして、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、それから、収蔵庫 1 としております。この収蔵庫 1 につきましては、室温や湿度を一定に保つ機能を持たせるため内装工事を行いまして、室内には柵と除加湿ユニットを設置いたします。

3 9 ページには平面図をつけております。左側が 1 階の平面図でございます。1 階ロビーの左側が収蔵庫 1 となります。ロビーとの間に仕切りを設置し、文化財を出し入れするための扉を設けます。ロビーの奥は整理室となっております。右側、2 階につきましては、右側の収蔵庫 4 及び研究室につきましては、3 0 人程度の会議のできる部屋としております。

4 0 ページと、それから 4 1 ページには、それぞれ北面、南面からの立面図、4 1 ページのほうには西面からと東面からの立面図をつけております。屋上の改修につきましては、設計士の方と相談、協議の結果、防水シートを貼り付けることとしております。全体的には一部既存のところもありますが、内装や天井は新しいものに張り替えを予定しております。外壁につきましては、現況のものとして部分的に補修を行い、窓や玄関、ひさしなどは焦げ茶系の色を使用することとしております。

議案に戻っていただきまして、1、契約の目的、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の金額、8,140 万円、4、契約の相手方、兵庫県美方郡新温泉町芦屋 3 3 8 番地の 1、株本建設工業株式会社、代表取

締役社長、株本寛。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 工事内容については特にはないんですけど、この伝承館については、要綱は出ましたかいな。ちょっと確認したいと思います。

それとあわせて、その収蔵庫 1 っていうのは特別な条件の中でできるようですけど、収蔵品については、収蔵品リストとか、予定リストとか、そういうものはできてるんでしょうか。収蔵庫 1 以外のこの収蔵スペースにおける、どんなものが置かれるというようなことについては、もう既にできてるかどうか、その辺りちょっと確認したいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 設置要綱につきましては、現在は検討中でありまして、まだ提示はさせていただいておりません。

それから収蔵庫に置く物品でございますが、収蔵庫 1 につきましては、貴重な古文書や書画、それから、美術品などを置く計画としております。2 階の収蔵庫 3 につきましては、郷土資料や古文書などを設置する予定としております。一応、大まかな物品につきましては、このように決定しておりますが、リスト等は現在はつくってはおりません。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 1 番、中村茂君。

○議員（1 番 中村 茂君） 開館までには、当然要綱はきちっと整備されて、要綱の中に出てくるかちょっと気になるんですけど、要は収蔵庫一覧、収蔵品一覧ね。というようなものも添付されて、孫末代に守っていけるような記名をちゃんとしといてほしいと思います。そういうとこですね。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） リストにつきましては、まだまだ整理されてない部分がたくさんありますので、収蔵するに当たりまして整理を行ってまいりたいと考えます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

1 4 番、中井次郎君。

○議員（14 番 中井 次郎君） 何点かお尋ねいたします。こういう施設ができるということで、この前、長年、いろいろと先人が受け継がれてきたものが、ここで保管をできるということで、これはこれで、すばらしいことだなと思っております。そういう中で、名称は、この味原川文化伝承館ということになるんでしょうか。その名前の由来について、考え方をちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、空調だとかいろいろとあるわけですけども、人員配置だとか、そういうも

んを含めて、年間の維持費としてどの程度の金額を考慮しておられるのか、それをお尋ねいたします。

それから、いろいろと収納されて大事にされるのはいいんですけども、やっぱり町民の中にきちっと、こういうものが預かってますと、町の文化財としてあるんですよっていうところ辺を、しっかり見ていただくっていうか、そういうことも一つは必要ではないかなと思いますけども、そういったところはどうお考えでしょうか。

この3点、お尋ねいたします。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 名称につきましては、今後検討する予定にしております。味原川文化伝承館という名前を出しておりますが、ここの建物につきましては、味原川を含めた景観、それから、文化を伝承することができたらという案と、それから、新温泉町全体の文化財をここに収蔵して、ここを拠点として町民の皆様文化財を知っていただきたいということで、今後検討はいたしますが、今現在、仮称ということで、味原川文化伝承館という名前をつけさせていただいております。

それから、人員配置につきましては、先人記念館以命亭の職員と併せまして、そのほか、古文書などを読み込みのできる専門の方を配置できたらというふうには考えておりますが、なかなか人材の確保っていうのがちょっと難しいところではありますが、週に2回程度ここに来ていただいて、整理ができたらというふうには考えております。維持費につきましては、その人件費、専門員に係る人件費、週2日の人件費、そのほかに光熱水費というのが主なものになりますので、大体年間、おおよそでございますが、担当者の段階では100万円程度っていうふうには考えております。

それから、町民の方への周知でございますが、今現在、各地区を回りまして、文化財保存活用地域計画の学習講座を設けて回っております。文化財ということを知っていただくということで、計画を知っていただくとともに、地域の貴重な文化財を知っていただきたいということで、今現在回っておりますが、今後もこのような収蔵庫ができたら、この収蔵庫も含めまして、文化財ということのPRに努めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 私も味原川っていう名前がいいのではないかなと思います。地域名もあの近くにそういう川があるし、やっぱりなじみが、周りの方たちもあると思っております。そういうちょっと思いであります。

それから、今後、こういうものができた以上は、できる限り町民的に、公民館など含めて、大いに皆さんに見ていただくということをやったりやっていたらいいと思います。それから、いろいろと当然、傷がついたりいろんなことも、劣化もしてくるわけですから、そういうことに対する予算もきちっと確保して、やっぱり寄贈なんかもあるわけですから、そういう方の気持ちにきちっと寄り添うようにしていただきたいと。特に小学生や

中学生、高校生と、そういった人たちに見ていただくことがやっぱり大事だろうと思います。いわゆる郷土の歴史に触れてもらうっていうことでは、当然そういうことがやっぱり大事だろうなと思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 貴重な地域の文化財、本当に役場だけで保存していきえるものではありませんので、町民の皆様に広く周知してもらうよう、子供教育はじめ、役場内でも関係部署と連携を取りながら、文化財の保存、活用に努めてまいりたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。10時半まで、30分まで休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第6 議案第52号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、議案第52号、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年度新温泉町一般会計補正予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。質疑は歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 5点ほどお伺いします。

まずは、3ページの歳入のほうの、農業用排水路等長寿命化防災減災事業分担金ということで、41万9,000円ですね。それで、歳出のほうで、10ページの土地改良費として、春来のタチャ池が335万9,000円の増額で、財源として合併特例債270万円、一般財源が24万円と、さっきの分担金が41万9,000円というふうな形になっとなるんですが、この農業用排水路等長寿命化防災減災事業分担金っていうのは、どこから入るお金なのかということと、その仕組みというか、どこがどれだけ負担してみたいな形ですね。それから、これ、事業全体が負担金という形での支出になってますんで、どこに対する負担で、実際工事はどこが主体になってやるのかということ。それから、タチャ池の場所ですけど、これは公民館の近くの、以前火災があったときに工事中で水がなくなった、水がなかったところでしょうか、ちょっとその確認等お願いします。

それから、2点目です。3ページの歳入のほう、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金5,277万2,000円と、4ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,650万円と、2種類あるわけですが、歳入のほうで。これは、今後行われるオミクロン株対応の2価ワクチンの、両方ともそれに対する歳入なのかということと、それから、内容、負担金と補助金の、用途によって区別されとるものであれば、その内容、違いというのをちょっと説明してください。

それから、歳入の5ページの、前年度繰越金が2億8,163万円。その一部を歳出として、2億4,600万円減債基金とされとるということなんですが、財調のほうの繰り出しを少なくするというようなこともできるんですけど、この減債基金にこんだけの金額を回した意味合いというものをちょっと説明してください。

それから、同じく、基金の積立てのほうで、ふるさとづくり基金に963万3,000円とありますが、これはふるさとづくり基金ですから、ふるさと納税の寄附金の一部だと思うんですが、大体いつからいつまでの分がここに入っているのか、そこをちょっとお願いします。

それから、10ページの、農業振興費ですね。今回の物価上昇の対策の農畜産業の部分ですが、これの肥料高騰に対して2,400万円と、飼料高騰に対しては981万円と。肥料に対しては15%ですか、の部分ということと、それから、飼料に対しては1頭につき1万円というふうなことが委員会資料で読み取れるんですが、そういうふうな数字を設定した根拠といいますかを教えてください。

それから、11ページの道路橋梁費の14節の工事請負費、町道浜坂旧港線、消雪施設機能の説明書きには、不調に伴う施設更新工事というふうに書いてありましたが、もう少しその内容、どういう不調があってどういうふうになにを更新されるのかお尋ねします。

以上、大きく分けて5点、お願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず、農林水産業費、負担金の関係でございます。ため池に係る負担金の関係でございます。事業自体はタチヤ池の改修工事に係る地元分担金ということになります。ため池の工事自体は県営工事でございます。ため池の改修に係る本体工事につきましては、防災関連ということで、地元分担金はかかってまいりません。ただし、同じくその工事に関連いたしまして、ため池の中の栈橋設置ということで、管理道的な栈橋を整備するというものに係る事業費に関しては、地元分担金が発生するというので、事業費に係る2%を地元から負担していただくというものでございます。分担金の流れといたしましては、地元から町が分担金として徴収をいたしまして、町の負担すべき負担金と合わせて県のほうに納めるというお金の流れとなります。

あと、タチヤ池についてですが、春來地区の公民館の前にございますため池でございます。議員おっしゃるため池ということになります。

それとあわせまして、農業関係の支援事業でございます。まず肥料関係の、今回、支援ということで購入価格に対しての15%支援ということで、提案をさせていただいております。この根拠、考え方についてですが、今回、水稻の栽培に係る10アール当たりの肥料代というのは、令和4年度産で2万1,000円程度、令和5年度産は2万9,000円程度と見込まれてるところでございます。値上がり幅の2分の1程度を支援する場合は、肥料代金の15%程度ということになりますので、15%という数値を設定をさせていただいてるところでございます。

また、飼料、牛の飼料のほうですが、こちらの設定の考え方ですが、今回、飼料のうち粗飼料、配合飼料ではなくて牧草等の粗飼料に着目して支援を考えております。1頭に必要な粗飼料が1日約5キロという考え方でございまして、1キロ当たり約20円程度、1年前と比較して値上がりしているということで、1年分の値上がり分を計算いたしますと、約3万6,000円程度ということになります。今回、3分の1程度を支援するというので、概数で1万円ということになりますが、これを支援の単価ということで設定をさせていただいております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） まず、歳出のふるさとづくり基金の積立ての、いつの分かということですけども、このたびの積み立ててる分は、令和4年の1月から3月分、3年度分のこの1月から3月分、それまでの分は令和3年度で収入しているということでございます。

あと、繰越金の関係での減債基金に積んでいるということです。言われましたように、一部、決算剰余金を財政調整基金に積みさせていただき、この減債基金に積んでおりますのは、建設事業、起債を借りて事業を実施しております。有利な起債ということで、過疎債等を使っているわけですけども、3割は一般財源がありますので、後年度にその負

担が生じるという中での充当財源ということで積み立てております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金についてでございます。この負担金と補助金の違いでございますけども、基本的には、国のほうはこのオミクロン対応のワクチンにつきましても、体制確保に必要な費用については、引き続き国が全額を負担する方針ということで、必要な予算は今後措置する予定ということになっております。その方針に基づきまして、10分の10ということでそれぞれ負担金と補助金の歳入の予算を計上させていただいております。

この違いなんですけども、まず、負担金のほうでございます。これにつきましては、歳出でいいますと、事業委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、基本的にはその接種に係る費用、医療機関等に支払う金額というのがこれに当たります。このたび歳入で5,277万2,000円計上させていただいております。この内訳につきましては、令和4年度分、このたび歳出で補正をお願いしている金額が4,799万4,000円ということになっております。その差額、477万8,000円につきましては、これは令和3年度分の精算交付がある部分をプラスしまして予算計上をさせていただいております。補助金につきましては、その他の接種に係る費用ということで、会場設営であったり職員の人件費などの費用という、新型コロナウイルスワクチンに係る経費の、その事業委託料以外の部分が補助金で補填されるということになっております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 町道浜坂旧港線、消雪施設機能の不調に関する内容でございます。浜坂旧港線の消雪につきましては、地下の井戸をくみ上げる方式を使っております。井戸の場所は浜坂の下本町に現在ございます。この井戸でございますが、ここ数年水の水量が、若干、予定水量よりも少ない状態が続いております。特に昨年の冬につきましてもほとんど上がってこないということになっておりました。原因としては井戸の目詰まり等が考えられるということで、検討内容としては、新しい井戸を掘削をして、ポンプ施設につきましても新しいものに更新をするということで考えております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ため池の件ですが、こうやって改修されるものと、それから廃止といいますか、洪水とかで廃止されるようなものもいろいろと今までも出てるんですけど、この辺の、当然農業用ため池ですから、農業に使わなければ、農業用水として使わなければ廃止、それから、使うものは修繕というような形になってると思うんですが、もう一つの役割として、防火水槽みたいなのは、今回の春来の火災にあるように、そういった面もあると思うんですが、そこら辺で、廃止されるような池もそういった機能も持っているのではないかと思うんですが、そこら辺の廃止と改修の判断基準み

たいなものがあればお示し願いたいと思います。

それから、ふるさとづくり基金、1月から3月分ということでしたけど、これはその後の寄附全額ということでしょうか。それとも、経費を除いた部分なのか教えてください。

それから、減債基金の2億4,600万円ですが、これ、何か計算式があって、例えばこれだけの部分が、3割ということがあったんですが、例えば前の年の3割がこれぐらいに当たるとか、そういった何か計算式があるのであれば教えてください。

それから、農業関係のことですが、肥料に対しては2分の1程度、それから、飼料に対しては3分の1程度という答弁だったと思うんですが、その2分の1と3分の1にした、なぜ同じ、2分の1なら2分の1にしないのか、そこら辺りのちょっと根拠といたしますか、考え方を教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず、ため池の改修と、あと廃止との事業の使い分けといたしますか考え方、整備の仕方についてでございます。改修が必要なため池ということで、現在整備しとるものも含めて、改修するものについては、当然今後も、現在も利用してる、今後も利用する見込みがあるということで、一定規模。また、今回防災工事ということで、決壊した場合に下流被害が一定規模のものがあるということで、事業の審査を受けまして、今回、事業にのせて進めているという状況でございます。

逆に廃止するため池というものは、現在もう利用されていない、今後も利用される見込みがないというため池になります。これについても、現在管理者がいないものがほとんどでございまして、放置しますと何かの豪雨等で決壊した場合に下流に被害が発生する、人命、財産等の被害が発生するというようなことで、基本的には今工事しとるものについては、地元の負担なしで事業を進めているところでございます。

防火水利との関連なんですが、現在進めているため池の工事につきましては、あくまでかんがい用施設、農業用の水利ということで、そういう考え方で事業しとりますので、防火水利というような意味合いは含めて進めておりません。ただ、地元のほうで便宜的に使われとるという実態はあるようですので、事業の中では特に防火水利という位置づけは考えておりません。

続きまして、肥料、飼料の支援の考え方でございます。先ほど、算定根拠の中で2分の1、3分の1というような説明を申し上げました。基本的には農業者と行政で2分の1負担ということがベースにあらうかと思いますが、飼料につきましては、今回、飼料自体が高騰しているという現実はあるんですけども、牛の価格自体が極端な下落をしていない、逆に僅かながら町内、但馬管内につきましては子牛の価格は上昇しとるというような実態もございまして、そういったことも加味して3分の1というような考え方で支援の単価を設定してるところでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） ふるさとづくり基金の関係ですけれども、従来は全額積み増して、その翌年度に経費を支出するということでしたけれども、改正をしておりますので、頂いた分から経費を除いた額を積んでいるということですので、寄附額の2分の1をこのたび積んでいるということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 減債基金の積立ての計算式というものは特にはございません。

○議長（宮本 泰男君） いいですか。

そのほかありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今の質問の中にあつた、肥料の関係の補助なんですけれども、補助の肥料であっても、一般の袋詰めの肥料と、堆肥で使っておられる方とか、実際、肥料とかを使っていない形で営農しとられる方とかいろいろあろうかなと思うんですけれども、一律に、要は耕作をしておられたら今回の支給対象になってるという形でされてるのかどうか、そこについて、適用されるのかについてお聞きしたいと思います。

それと、同じく、10ページの、牧場公園のほうのバスの運行についてなんですけれども、私も中学生の頃、ほかのスキー場なんですけど、無料で送迎してもらって、毎週通ったという覚えがあるんですけれども、便利だからというのあるんですけれど、実際に利用してもらってということの立場の中で、制度をつくって、実証実験ってということであるんですけれども、積極的にどんな形で運行したらいいとか、例えば予約みたいなのを察知してキープするとか、効果を上げるってということについて、ただ一方的に実施するのではなくて、実際にそういった需要について、小学生とか中学生のレベルだろうと思うんですけれども、その辺りについて、何か調査をされて、それに対して実行してみるというような形を取られていったほうが、ただ公募するだけでやっていくというよりいいのではないかなと思うんですけれども、その辺りについて、お考えがありませんでしょうか、お聞きできますか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 肥料の支援事業についての御質問でございます。堆肥等を利用された場合でも対象になるのかという意味だというふうに理解しておりますが、今回の支援事業につきましては、購入された肥料、いわゆる袋詰めの肥料というものを想定しております。要綱の中でも定めておりますが、対象となる肥料につきましては、肥料の品質の確保等に関する法律の規定により、登録または届け出された肥料ということになっておりますので、小売店等で購入された肥料というものが対象になります。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 効果を上げるための検証ということで、御質問いただ

いたわけなんですけど、今回この実証実験ということで、利用される方として、先ほど町内の児童ということであったわけなんですけど、それ以外にも湯村温泉に来られたお客様というようなところも、大きく利用をしていただきたいところでは考えておりますので、その方々に周知というようなところも含めて、今後、スノーシーズン、1月、2月の利用ということでもありますので、その辺り、チラシなりホームページということによっていくのと、あと、やはり、実際結果としてどの程度出てくるのかというところで、今後、どういうふうに取り組んでいくのかというのを検証していきたいということで、実施のほうを今回行うようなものです。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 肥料については分かりました。

今の牧場公園の実証実験なんですけども、そういった広報の中で旅行者に対して、こういった形で牧場公園やってるよっていう形のことが周知されてれば、一般の旅行者にも周知が広がると思いますし、その辺りについて積極的に、有効な実証実験になっていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 小野牧場公園園長。

○牧場公園園長（小野 量就君） 進めていく中で、湯村温泉との連携ということによっていきたいと思いますので、その辺り、温泉側の、またいろんな方の意見も聞きながら進めていきたいと思います。以上です。

○議員（8番 河越 忠志君） よろしくお願いします。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 1点。予算書7ページの、戸籍住民基本台帳費の戸籍総合システムの改修業務であります。1,025万3,000円という数字なんですけど、電算のシステム改修なりについては、ちょっと戸籍は分かりませんが、ほかの業務については、一定の改修に伴う費用積算で、何というんだらう、一方的な数字じゃなくて、広いというか、広い視点でチェックをする仕組みがあったはずなんです。そういうことにおいて、この戸籍システムのこの1,000万円というのは、それなりの手続を踏んで出てきた数字かどうかということを確認したいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 戸籍システムについては、現在運用しております特定の業者のシステムでございますので、結論から言うとその業者の見積りがベースになっておるといってございまして、これは10分の10補助ということで、そういったシステム改修に係る標準的な金額というのが国のほうで示されておって、その範囲内ということで、このたび補正のお願いをしておるところでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） ということは、総務課なりが、所管かどうか分からんで

すけど、一定のシステム改修に伴う経費の算定の制度化というか、そういう方式とはまた、全くそれは除外という中で、単なる町とこのシステム会社とのやり取りの中での見積りで出てきた数字ということで理解したらいいでしょうか。多分そうなんでしょうけど、この数字がね、すごいなと思うんで。もともとの契約は1,000万円ぐらい違ったんかな、そのシステムの運用費は。それからいって、同じぐらいの改修費が出てくる。何かシステム全部やり替えみたいな感じが、数字を見て思うんですけど、その辺どうなんですか。そこまで行くんだったら、内容をもう少し教えてくれますか。いや、僕の認識が違ったら別ですけど。もともと1,000万円ほどで委託しとった戸籍電算システムの使用料が、今回同じような金額でシステム改修になるという、この辺、何かすごいなという。国が10分の10ですからね、そこまで言わんでもいいのかも分らんけど、何かすごい疑問点というかがありますから、答弁いただければと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 戸籍のシステムにつきましては、一応借り上げということで、現在行っておりました。年間で450万円ということですので、5年間リースだったと思いますけども、そういう点でいえば相当高いシステムでお借りしておったということでございますし、当然システムだけでなく、リース料だけでなく、保守料等もお支払いしておるということで、決算ベースでいくと400万円近い保守料も払いながら運用しておるということでございます。

このたびの改修については、それぞれ国が、番号制度の中で連携を今後図っていくという中で、全ての自治体はその標準的なシステムに移行していくための最低限のシステムに改修するよにということで、積算をされておるものでございます。そういった中で、既存のシステムから、そういうほかの自治体との連携をするためのシステム改修を行わなければならないということで、国がそういったシステムの改修にはこれぐらい要るというような積算を上げられて、その中で当町が行っておるシステム会社もそういう経費の中で改修を行っていくということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） よう分かるけど、その今、システムの保守で400万円、それで、借り上げ料が、それも400万円ぐらいだったかな、総じて1,000万円ぐらいのシステムの維持費を払っとるわけ。そういう中で今回1,000万円の改修費でしょう。おかしくない。逆に何か、新しく、改修じゃなしに、もう積み上げて、新してもいいん違うかなというような気もちょっと持ったんです。不必要だとは言っていない、ただ、1,000万円も、また1,000万円かけて、それやり替えるという、何か変だな。制度と言えば制度かも分らんし、それ、どうしようもないんですけど、やりながら、何かそんなふうに思われませんか、課長は。別に異論はないですけど、内容をちょっと確認しました。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 戸籍のシステムにかかわらず、電算システム、ほとんどがリースで、既存のシステムを使っておるわけですが、これから国が連携しようというシステムは、これからのシステムですので、それができてるシステムっていうのは現状ないわけでございます。それをシステム会社が、それぞれこれから連携できるように構築をしていくわけでございますけども、そういう乗換えのタイミングだとか、更新のタイミングに合えば、そういうことも可能だと思いますけども、多くの自治体では既存の使っておるシステムを改修するという形で対応をしておりますので、本町においてもそういった既存のシステムを改修する、更新時期にも当たるわけですが、今、最初に説明しましたように、そういうシステムが今あるわけではございませんので、いずれにしても新しいシステムを構築をするということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 補足をさせていただきます。今、ガバメントクラウドということで、令和7年には基幹系の業務のシステムを全国標準にしていくということが、現在全国の自治体でやって、うちもやっているところでございます。ということで、この戸籍のシステムをそういった全国標準への改修ということが前提となっておりますので、額的には、そういったものを含んだ額というふうに理解をしてるところでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時07分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま、休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第53号から議案第58号までの令和4年度特別会計6会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は、会計ごとに行います。

日程第7 議案第53号 から 日程第12 議案第58号

○議長（宮本 泰男君） 日程第7、議案第53号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第8、議案第54号、令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第9、議案第55号、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第10、議案第56号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第57号、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第12、議案第58号、令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）について、以上、一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第53号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてから議案第58号、令和4年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）についてまでにつきましては、それぞれ予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容につきましては、休憩中に担当課長からの説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第53号、令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第54号、令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。お願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第55号、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第56号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第57号、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 5 8 号、令和 4 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 1 5 分休憩

午前 1 1 時 1 6 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま、休憩中に御協議いただきましたとおり、認定第 1 号、令和 3 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第 1 1 号、令和 3 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定までの 1 1 号議案について一括上程を行います。

日程第 1 3 認定第 1 号 から 日程第 2 3 認定第 1 1 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 1 3、認定第 1 号、令和 3 年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 4、認定第 2 号、令和 3 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 5、認定第 3 号、令和 3 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 6、認定第 4 号、令和 3 年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 7、認定第 5 号、令和 3 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 8、認定第 6 号、令和 3 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 9、認定第 7 号、令和 3 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 2 0、認定第 8 号、令和 3 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第 2 1、認定第 9 号、令和 3 年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第 2 2、認定第 1 0 号、令和 3 年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第 2 3、認定第 1 1 号、令和 3 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、御提案申し上げるものであります。御審議をいただき御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

認定第2号から認定第11号につきまして、一括提案をさせていただきます。

認定第2号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでにつきましては、各会計の決算認定について、御提案を申し上げるものであります。御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時21分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ここで監査委員から決算審査報告を受けたいと思います。

島田代表監査委員から、決算審査報告をお願いいたします。

島田代表監査委員。

○代表監査委員（島田 信夫君） それでは、令和3年度新温泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見を申し上げます。

第1の審査概要につきましては、そこへ記載のとおりでございますので、読み上げませんが、御清覧いただきたいと思います。

第2の審査の結果でございます。審査に付されました書類等につきましては、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、おおむね適正に行われているものと認められました。なお、一般会計及び特別会計の決算の概要は、次ページ以降に記載しておりますので、御清覧をいただきたいと思います。

それでは、26ページをお開きください。第4の審査意見を申し上げます。

人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地方交付税や町税の増加が見込めない中、財政負担が増加することが予想されるため、引き続き計画性のある行財政運営を行うとともに、資産や債務を適切に管理した健全財政運営に当たりたいと思います。このような状況の下、審査意見として、次の7項目につきまして述べさせていただきます。

まず1点目の、自主財源の確保と債権管理についてでございます。町税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のほか、ケーブルテレビ使用料、学校給食実費徴収金等の未収金対策は、自主財源の確保と町民負担の公平を期する上で極めて重

要で喫緊の課題であります。何より必要なのは、納税は住民の義務であり、賦課した税金は必ず徴収するという毅然とした町の姿勢であります。債権管理の法制化等により、行動方針を定め、町全体で徴収事務を一元化するなど、滞納者情報の共有体制を整え、徴収、債権管理対策を徹底されたい。なお、不納欠損処分に当たっては、関係法令等に基づき、公平かつ公正な事務処理を厳正にされたい。

次に、入札、契約事務の適正な執行についてであります。競争原理の働かない1社との随意契約による事務執行が少なからずあり、経済性が十分でないもの、随意契約理由書が不十分なものが散見されました。町税務規則を厳格に適用するとともに、随意契約ガイドラインのさらなる徹底に努められたいと思います。

次に、時間外勤務の管理についてです。全庁的に恒常的な時間外勤務が散見される。所属長が業務量を把握し課内の協力体制を整えるなど、職員及び業務の適正な管理に努めるとともに、職員定数の適正化、組織運営の効率化などにより、時間外勤務の縮減に努力されたい。

次に、4番目、職員の人材育成についてであります。近年、若手職員が増加傾向にあり、日常業務における職場内研修の積み重ねが必要不可欠であります。職場全体での緊張感あふれる指導を継続し、引き続き職員のレベルアップに努力されたい。職員に対しては、行政の仕事は法令や条例等が根拠なることを意識づけさせるとともに、事務執行に当たっては、根拠法令等を確認する習慣をつける指導をしていただきたいと思います。また、効率的な業務の遂行にはチームプレーが必要であります。職員全体で業務を遂行する意識の醸成、体制整備に努められたい。さらに住民から信頼される職員、役場であり続けるため、法令遵守、意識の徹底及び不正行為の再発防止のための研修を継続していただきたいと思います。

5番目に、公有財産の適正管理についてです。公共施設及び車両等の公有財産について、その管理台帳が未整備のもの、整備されていても履歴等の更新がなされていないものが存在いたしました。各財産について台帳を整備し、点検、診断等の結果や修繕等、対策履歴の記録をデータベースにすることはもとより、日常点検の定例化、適切な修繕を行うなど、公有財産の適正管理を行われたいと思います。また、備品管理についても、町財務規則及び町備品取扱要領に基づく適正管理を行われたい。

6番目に、事務効果、成果の検証であります。行政における事務実施については、経済性、効率性、有効性の3つのバランスが重要であります。しかしながら、事業効果が明確でないもの、事業効果の検証や評価がなされていないものなど、不十分であるものが見受けられました。とりわけ補助金交付事業については、基本に立ち返り、対象団体の公益性や公共関与の妥当性をさらに厳密に検討して実施することが必要であります。公金の安易な事業執行や事業消化に終わることがないように、事務事業の執行に当たられたいと思います。

最後に、内部統制の充実についてです。決算審査において、軽微でありますが一部で

誤りや突合における不一致が見受けられました。全庁的にチェック体制を見直し、適正性を確保していただきたいと思います。出退勤時のタイムカード打刻、出張命令と復命、休暇届など、サービスに関しても突合により一致しないものが見られました。また、職員が各種団体の事務局を担当したり、通帳や印鑑を保管して実際に金銭の出し入れを行っている事例が多く、課で存在いたします。団体の不正、職員の不正行為の未然防止のためにも、現金出納事務は団体に返すことが正当であります。起案文書、契約文書など、公文書の作成等については、町文書管理規程に定められております。しかし、文書の分類、整理が不十分で、簿冊の表記の記載さえないものもありました。町の財産であり情報公開の対象である公文書の統一的な管理が急がれます。文書管理、予算管理、契約事務など、既にある内部統制を検証し、全庁的視野に立っての内部統制の充実を図りたいと思います。

以上、一般会計、特別会計の意見に代えさせていただきます。

続きまして、令和3年度新温泉町公営企業会計決算審査意見を申し上げます。

審査の概要につきましては記載のとおりでありますので、御清覧いただきたいと思っております。

第2の審査の結果であります。審査に付されました各書類につきましては、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められました。地方公営企業法に沿って常に企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を推進するため、職員が総力を挙げて業務に取り組んでおりますが、今後においても、各事業等いずれもますます厳しい財政事情を勘案するとき、中長期的経済状況を見据えながら業務運営の促進を図り経営改善に資するよう、なお一層の努力を要望するものであります。なお、各会計の決算の概要につきましては、次ページ以降記載をしておりますので、御清覧をいただきたいと思っております。

25ページ、お願いいたします。第4の審査意見であります。まず、新温泉町浜坂温泉配湯事業についてです。施設の改良、コスト縮減に努められるとともに、より一層の危機意識を持って経営の効率化、改善に努められたいと思います。新規加入の件につきましては、さらなる加入戸数の増加に努められたいと思います。給湯使用料の未収金については、滞納者の個人台帳を、その状況、事業別など、ケースごとに分類し、徴収事務においては誓約書を確実に取るなど、適正な滞納処分を行っていただきたいと思っております。

次に、新温泉町水道事業についてです。施設の改良、事業の効率化、コスト縮減に努められるとともに、計画的な施設整備と経営基盤の安定を図るため、財源の確保、経営の効率化に引き続き努められたい。水道使用料の未収金については、計画的かつ実効性のある取組を行われたい。将来にわたる健全経営及び住民への過重負担を回避することに考慮し、適正な料金改正について早期に検討することが望まれます。

新温泉町下水道事業についてです、下水道未接続者に対して、接続の促進に努められたい。また、学校や公共施設についても、早急に接続されるよう働きかけていただきたいと思います。施設の改修、整備においては、外部委託を含めた事業の効率化、コスト縮減に努められ、より一層の経営改善に努められたい。下水道使用料の未収金につきましては、計画的かつ実効性のある取組を行われたい。内部留保資金につきましては、一般会計繰入金による改善はされているものの、経営は依然として苦しいと思われま

す。4番目に、新温泉町公立浜坂病院事業についてです。常勤医師、看護師、薬剤師、介護福祉士など、医療技術者の確保のために一層努力されるとともに、人材確保と人材育成に努められたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策など、新たな医療介護に対する課題の対応が急務になっています。計画的で適正規模による施設の整備、コスト縮減に努められるとともに、職員全体でコスト意識を徹底するなど、より一層の危機意識を持って経営の効率化、改善に努められたいと思います。診療所を含めた地域医療の今後の在り方等、住民に信頼される地域医療の実現、並びに経営の健全化に向けて、抜本的な改革への努力を引き続き強く望むものであります。

病院、また、介護保険施設居宅介護支援事業ごとの意見でございます。

まず病院です。未収金に関し、管理簿を基に納付の督促と時効中断の処理など、適正な管理を行い収納に努められたい。

2つ目に、公立浜坂病院新改革プランに沿った改革を継続し、地域における良質な医療を確保するよう要望いたします。

契約事務の執行に当たっては、競争原理の働かない1社との随意契約による事務執行や契約事務の不備が見受けられました。財務規則を厳格に適用し、適正な事務執行に努められたい。備品、医療機器は適正に管理するとともに、有効に活用していただきたいと思います。

介護老人保健施設居宅介護支援事業についてです。利用者とその家族のニーズに対応したサービス提供を徹底していただきたいと思います。入所、通所、稼働率の向上及びコスト縮減に努めるとともに、経営改善を図られたいと思います。

以上、一般会計、特別会計、公営企業会計の意見とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） ありがとうございました。

決算審査報告は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号、令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号、令和3年度新温泉町公立浜

坂病院事業会計決算の認定についてまでの11議案は、決算特別委員会に付託すること
にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号までの11議案は、決算特別委員会に付託する
ことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

.....
午前11時40分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

次に、決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第9条
第2項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に互選をしていただいておりますので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長、中村茂君、副委員長、岩本修作君が選任されました。

決算特別委員会は、会期中に御審査を賜りますようお願いいたします。

.....
○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了
いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これをもって散会する
ことに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次に、9月22日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。
長時間お疲れさまでした。

午前11時42分散会